『國民新報』1939年11月19日

[主張]　存廢の選擇　―氏制度實施三つの―

　にするにより、はされることゝなつた。は十五一一より六ヶに、しくとすべきをにけでなければならぬ。しこのにけでなきものは、のをてとめられることゝなつてる。

　さて、ののは三つにけられるである。のたる、のがその一で、のがその二、してこれをに、のをして、ののでもつものゝ一つをいてしいとふのが、その三である。ののはではなく、に、とふことになつてるが、のにしても、るべくがのにへることをんでるがかにはれる。

　も遠く三はのこと、のにるまで、ゐてゐるな、のはされてず、やにしたものやにしたのによつて、されてたにぎない。の[は]がでがだとつたり、の朴赫居世のがだとふきは、るにらぬであつて、ののもがではなく、『をて』とふのであり、のな、も、、ち『をて』とふのをそのまゝとしたのを、のをしたものにぎない。ののがののをへたものであつて、とか、とか、、のやのを、のにしてとしたのもやののとして、はつてるである。

であるから、が七百してたのは、のてゝふのがろであつて、しがるはないである。

やのは一にあるがに、このにはりとなるものは、一もくてゝからなければならない。してののはそのたるものでなくてはならない。

しのをめねばならないことは、なので、のをらぬことである。なものゝにも、はのにすべきものもあるであらう。しつて、かゝるをしたとすれば、それはのとなるはである。にはももないものでも、にはのあるものもあるかもれぬ。こんなものもひてくすはない。はきものと、なきはし、しきもの、一にりとなるものゝみをくにある。そのにいても、いにしきものはをするがらざるものは、につべきであらう。